

固定資産評価基準新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">固 定 資 産 評 価 基 準</p> <p>目次 略</p> <p>第1章 土地</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 田及び畑</p> <p>一～二略</p> <p>三 1～3略</p> <p>4 天災その他特別の事情がある場合の取扱い</p> <p>天災その他特別の事情により、3（1）に定める2と同様の方法によつて行うとされるもののうち、指定市町村以外の市町村の長が2の（2）による報告を行うことができない場合、都道府県知事は当該市町村を除いて2の（3）による所要の調整を行うことができるものとし、当該市町村については、2の（2）による報告が行われ次第、当該市町村を除いて行われた市町村間との評価の均衡を考慮するものとする。</p> <p>第3節 宅地</p> <p>一～二略</p> <p>三 1～3略</p> <p>4 天災その他特別の事情がある場合の取扱い</p> <p>（1） 天災その他特別の事情により、指定市の長が、2の（2）による報告を行うことができない場合、総務大臣は、1の規定にかかわらず、指定市を変更することができる。</p> <p>（2） 天災その他特別の事情により、3（1）に定める2と同様の方法によつて行うとされるもののうち、指定市以外の市町村の長が2の（2）による報告を行うことができない場合、都道府県知事は当該市町村を除いて2の（3）による所要の調整を行うことができるものとし、当該市町村については、2の（2）による報告が行われ次第、当該市町村を除いて行われた市町村間との評価の均衡を考慮するものとする。</p> <p>第4節～第6節 略</p> <p>第7節 山林</p> <p>一～二略</p> <p>三 1～3略</p>	<p style="text-align: center;">固 定 資 産 評 価 基 準</p> <p>目次 略</p> <p>第1章 土地</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 田及び畑</p> <p>一～二略</p> <p>三 1～3略</p> <p>第3節 宅地</p> <p>一～二略</p> <p>三 1～3略</p> <p>第4節～第6節 略</p> <p>第7節 山林</p> <p>一～二略</p> <p>三 1～3略</p>

4 天災その他特別の事情がある場合の取扱い

天災その他特別の事情により、3（1）に定める2と同様の方法によつて行うとされるもののうち、指定市町村以外の市町村の長が2の（2）による報告を行うことができない場合、都道府県知事は当該市町村を除いて2の（3）による所要の調整を行うことができるものとし、当該市町村については、2の（2）による報告が行われ次第、当該市町村を除いて行われた市町村間との評価の均衡を考慮するものとする。

第8節～第10節 略

第11節 その他

一 砂防指定地の評価

砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定に基づき指定された土地（以下「砂防指定地」という。）のうち山林の評価は、当該土地が砂防指定地として指定されていないとした場合の価額に当該土地における行為の禁止又は制限の程度に応じて定めた2分の1を限度とする補正率を適用してその価額を求める方法によるものとする。ただし、平成24年度から平成26年度までの各年度における評価に限り、上記の方法により難いと市町村長が判断した場合には、この限りでない。

二～四 略

第12節 経過措置

一 略

二 平成24年度の宅地の評価においては、市町村長は、平成23年1月1日から平成23年7月1日までの間に標準宅地等の価額が下落したと認める場合には、第3節一から三まで及び本節一によつて求めた評価額に次に掲げる方法により修正を加えることができるものとする。

なお、市街化区域農地その他の宅地の価額を評価の基礎として価額を求めることとされている土地の評価についても、市町村長は、平成23年1月1日から平成23年7月1日までの間に第3節一から三まで及び本節一によつて求めた当該土地とその状況が類似する宅地の価額が下落したと認める場合には、当該宅地の価額を次に掲げる方法により修正した価額を基礎として求めるものとする。

1 略

2 宅地の価額については、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価等を活用し、平成23年1月1日から平成23年7月1

第8節～第10節 略

第11節 その他

一 砂防指定地の評価

砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定に基づき指定された土地（以下「砂防指定地」という。）のうち山林の評価は、当該土地が砂防指定地として指定されていないとした場合の価額に当該土地における行為の禁止又は制限の程度に応じて定めた2分の1を限度とする補正率を適用してその価額を求める方法によるものとする。ただし、平成21年度から平成23年度までの各年度における評価に限り、上記の方法により難いと市町村長が判断した場合には、この限りでない。

二～四 略

第12節 経過措置

一 略

二 平成21年度の宅地の評価においては、市町村長は、平成20年1月1日から平成20年7月1日までの間に標準宅地等の価額が下落したと認める場合には、第3節一から三まで及び本節一によつて求めた評価額に次に掲げる方法により修正を加えることができるものとする。

なお、市街化区域農地その他の宅地の価額を評価の基礎として価額を求めることとされている土地の評価についても、市町村長は、平成20年1月1日から平成20年7月1日までの間に第3節一から三まで及び本節一によつて求めた当該土地とその状況が類似する宅地の価額が下落したと認める場合には、当該宅地の価額を次に掲げる方法により修正した価額を基礎として求めるものとする。

1 略

2 宅地の価額については、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価等を活用し、平成20年1月1日から平成20年7月1

日までの下落状況を把握するものとする。

3 略

三 略

日までの下落状況を把握するものとする。

3 略

三 略

固定資産評価基準改正新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表第7の2 山林の指定市町村表		別表第7の2 山林の指定市町村表	
都道府県名	市 町 村 名	都道府県名	市 町 村 名
北 海 道	北見市	北 海 道	北見市
青 森 県	十和田市	青 森 県	十和田市
岩 手 県	花巻市	岩 手 県	花巻市
宮 城 県	登米市	宮 城 県	登米市
秋 田 県	由利本荘市	秋 田 県	由利本荘市
山 形 県	最上郡 金山町	山 形 県	最上郡 金山町
福 島 県	東白川郡 棚倉町	福 島 県	東白川郡 棚倉町
茨 城 県	常陸大宮市	茨 城 県	常陸大宮市
栃 木 県	<u>鹿沼市</u>	栃 木 県	<u>大田原市</u>
群 馬 県	吾妻郡 中之条町	群 馬 県	吾妻郡 中之条町
埼 玉 県	秩父市	埼 玉 県	秩父市
千 葉 県	夷隅郡 大多喜町	千 葉 県	夷隅郡 大多喜町
東 京 都	西多摩郡 奥多摩町	東 京 都	西多摩郡 奥多摩町
神 奈 川 県	南足柄市	神 奈 川 県	南足柄市
新 潟 県	村上市	新 潟 県	村上市
富 山 県	氷見市	富 山 県	氷見市
石 川 県	鹿島郡 中能登町	石 川 県	鹿島郡 中能登町
福 井 県	福井市	福 井 県	福井市
山 梨 県	南巨摩郡 南部町	山 梨 県	南巨摩郡 南部町
長 野 県	中野市	長 野 県	中野市
岐 阜 県	下呂市	岐 阜 県	下呂市
静 岡 県	浜松市	静 岡 県	浜松市
愛 知 県	豊田市	愛 知 県	豊田市
三 重 県	熊野市	三 重 県	熊野市
滋 賀 県	甲賀市	滋 賀 県	甲賀市
京 都 府	船井郡 京丹波町	京 都 府	船井郡 京丹波町

大阪府	河内長野市
兵庫県	美方郡 <u>新温泉町</u>
奈良県	吉野郡 川上村
和歌山県	有田郡 有田川町
鳥取県	八頭郡 八頭町
島根県	安来市
岡山県	苫田郡 鏡野町
広島県	廿日市市
山口県	山口市
徳島県	那賀郡 那賀町
香川県	仲多度郡 まんのう町
愛媛県	西条市
高知県	吾川郡 仁淀川町
福岡県	八女市
佐賀県	嬉野市
長崎県	大村市
熊本県	菊池市
大分県	<u>日田市</u>
宮崎県	日南市
鹿児島県	<u>曽於市</u>
沖縄県	国頭郡 国頭村

大阪府	河内長野市
兵庫県	佐用郡 佐用町
奈良県	吉野郡 川上村
和歌山県	有田郡 有田川町
鳥取県	八頭郡 八頭町
島根県	安来市
岡山県	苫田郡 鏡野町
広島県	廿日市市
山口県	山口市
徳島県	那賀郡 那賀町
香川県	仲多度郡 まんのう町
愛媛県	西条市
高知県	吾川郡 仁淀川町
福岡県	八女市
佐賀県	嬉野市
長崎県	大村市
熊本県	菊池市
大分県	<u>中津市</u>
宮崎県	日南市
鹿児島県	<u>始良市</u>
沖縄県	国頭郡 国頭村

固定資産評価基準（家屋）改正案新旧対照表

改 正 案	現 行																																
<p>目次 略</p> <p>第1章 土地 略</p> <p>第2章 家屋</p> <p>第1節 通則 略</p> <p>第2節 木造家屋</p> <p>一 略</p> <p>二 部分別による再建築費評点数の算出方法</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 木造家屋評点基準表の部分別区分</p> <p>木造家屋評点基準表の部分別区分の内容は、次のとおりである。</p>	<p>目次 略</p> <p>第1章 土地 略</p> <p>第2章 家屋</p> <p>第1節 通則 略</p> <p>第2節 木造家屋</p> <p>一 略</p> <p>二 部分別による再建築費評点数の算出方法</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 木造家屋評点基準表の部分別区分</p> <p>木造家屋評点基準表の部分別区分の内容は、次のとおりである。</p>																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部分別</th> <th style="width: 90%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 基 礎</td> <td> <p>建物を支える建物の基^{ききやく}脚部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(ア) 準備工事</td> <td style="text-align: center;"> <small>みずもり やりかた ねざり</small> 水盛、遣方、根切 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(イ) 地業工事</td> <td style="text-align: center;"> <small>じやりじぎよう わりぐりじぎよう</small> 砂利地業、割栗地業 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ウ) 基礎工事</td> <td style="text-align: center;">鉄筋コンクリート _____ 等で築造する基礎本体部分</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	部分別	内 容	(1)	略	(2) 基 礎	<p>建物を支える建物の基^{ききやく}脚部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(ア) 準備工事</td> <td style="text-align: center;"> <small>みずもり やりかた ねざり</small> 水盛、遣方、根切 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(イ) 地業工事</td> <td style="text-align: center;"> <small>じやりじぎよう わりぐりじぎよう</small> 砂利地業、割栗地業 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ウ) 基礎工事</td> <td style="text-align: center;">鉄筋コンクリート _____ 等で築造する基礎本体部分</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	(ア) 準備工事	<small>みずもり やりかた ねざり</small> 水盛、遣方、根切	(イ) 地業工事	<small>じやりじぎよう わりぐりじぎよう</small> 砂利地業、割栗地業	(ウ) 基礎工事	鉄筋コンクリート _____ 等で築造する基礎本体部分	(3)	略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部分別</th> <th style="width: 90%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 基 礎</td> <td> <p>建物を支える建物の基^{ききやく}脚部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(ア) 準備工事</td> <td style="text-align: center;"> <small>しきちせいり みずもり やりかた ねざり</small> 敷地整理、水盛、遣方、根切 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(イ) 地業工事</td> <td style="text-align: center;"> <small>じやりじぎよう わりぐりじぎよう</small> 砂利地業、割栗地業 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ウ) 基礎工事</td> <td style="text-align: center;">石材、コンクリート、煉瓦^{れんが}等で築造する基礎本体部分</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	部分別	内 容	(1)	略	(2) 基 礎	<p>建物を支える建物の基^{ききやく}脚部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(ア) 準備工事</td> <td style="text-align: center;"> <small>しきちせいり みずもり やりかた ねざり</small> 敷地整理、水盛、遣方、根切 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(イ) 地業工事</td> <td style="text-align: center;"> <small>じやりじぎよう わりぐりじぎよう</small> 砂利地業、割栗地業 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ウ) 基礎工事</td> <td style="text-align: center;">石材、コンクリート、煉瓦^{れんが}等で築造する基礎本体部分</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	(ア) 準備工事	<small>しきちせいり みずもり やりかた ねざり</small> 敷地整理、水盛、遣方、根切	(イ) 地業工事	<small>じやりじぎよう わりぐりじぎよう</small> 砂利地業、割栗地業	(ウ) 基礎工事	石材、コンクリート、煉瓦 ^{れんが} 等で築造する基礎本体部分	(3)	略
部分別	内 容																																
(1)	略																																
(2) 基 礎	<p>建物を支える建物の基^{ききやく}脚部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(ア) 準備工事</td> <td style="text-align: center;"> <small>みずもり やりかた ねざり</small> 水盛、遣方、根切 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(イ) 地業工事</td> <td style="text-align: center;"> <small>じやりじぎよう わりぐりじぎよう</small> 砂利地業、割栗地業 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ウ) 基礎工事</td> <td style="text-align: center;">鉄筋コンクリート _____ 等で築造する基礎本体部分</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	(ア) 準備工事	<small>みずもり やりかた ねざり</small> 水盛、遣方、根切	(イ) 地業工事	<small>じやりじぎよう わりぐりじぎよう</small> 砂利地業、割栗地業	(ウ) 基礎工事	鉄筋コンクリート _____ 等で築造する基礎本体部分																								
種 別	内 容																																
(ア) 準備工事	<small>みずもり やりかた ねざり</small> 水盛、遣方、根切																																
(イ) 地業工事	<small>じやりじぎよう わりぐりじぎよう</small> 砂利地業、割栗地業																																
(ウ) 基礎工事	鉄筋コンクリート _____ 等で築造する基礎本体部分																																
(3)	略																																
部分別	内 容																																
(1)	略																																
(2) 基 礎	<p>建物を支える建物の基^{ききやく}脚部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(ア) 準備工事</td> <td style="text-align: center;"> <small>しきちせいり みずもり やりかた ねざり</small> 敷地整理、水盛、遣方、根切 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(イ) 地業工事</td> <td style="text-align: center;"> <small>じやりじぎよう わりぐりじぎよう</small> 砂利地業、割栗地業 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ウ) 基礎工事</td> <td style="text-align: center;">石材、コンクリート、煉瓦^{れんが}等で築造する基礎本体部分</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	(ア) 準備工事	<small>しきちせいり みずもり やりかた ねざり</small> 敷地整理、水盛、遣方、根切	(イ) 地業工事	<small>じやりじぎよう わりぐりじぎよう</small> 砂利地業、割栗地業	(ウ) 基礎工事	石材、コンクリート、煉瓦 ^{れんが} 等で築造する基礎本体部分																								
種 別	内 容																																
(ア) 準備工事	<small>しきちせいり みずもり やりかた ねざり</small> 敷地整理、水盛、遣方、根切																																
(イ) 地業工事	<small>じやりじぎよう わりぐりじぎよう</small> 砂利地業、割栗地業																																
(ウ) 基礎工事	石材、コンクリート、煉瓦 ^{れんが} 等で築造する基礎本体部分																																
(3)	略																																

(4) 柱・壁体 建体の壁体骨組を構成する部分のうち土台、柱及び木製パネル等の部分^{へきたいほねぐみ}をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。

種 別	内 容
(ア) 土 台	がわどだい 側土台、間仕切土台、火打土台 まじきりどだい ひうちどだい
(イ) 柱	とおしぼしら 通柱、管柱 くだばしら
(ウ) 木製パネル	よこがまち たてがまち よこなかさん たてなかざん 横 框、縦 框、横中 棧、縦中 棧
(エ) 枠組壁体	うわわく たてわく したわく 上 枠、堅 枠、下 枠、合板 (面材)
(オ) そ の 他	すじかい ほうづえ どうさし 筋 違、方 杖、胴 差

(5) 内 壁 間仕切壁の両面、外 周内壁の壁面仕上部分とその取付下地部分^{まじきりかべ がいしゆうないへき へきめんしあげ とりつけしたじ}をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。

種 別	内 容
(ア) 真壁構造	ぬき 貫の二分の一、小舞の二分の一、壁仕上材料 (粘土、砂、漆喰、 ^{しつくい} 、その他各種 ^{いたざい} 板材等)
(イ) 大壁構造	まばしら 間柱の二分の一、胴縁、木摺、防水下地、ラ ス、壁仕上材料 (クロス、 ^{しつくい} 、漆喰、その他各 種 ^{いたざい} 板材等)

(6) 天 井 天井面の仕上部分とその取付下地部分^{しあげ とりつけしたじ}をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。
釣木受、釣木、回 縁、竿縁、野縁、格縁、天井板^{つりぎうけ つりぎ まわりぶち さおぶち のぶち ごうぶち}、塗装

(4) 柱・壁体 建物の壁体骨組を構成する部分のうち土台、柱及び木製パネル等の部分^{へきたいほねぐみ}をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。

種 別	内 容
(ア) 土 台	がわどだい 側土台、間仕切土台、火打土台 まじきりどだい ひうちどだい
(イ) 柱	とおしぼしら 通柱、管柱 くだばしら
(ウ) 木製パネル	よこがまち たてがまち よこなかさん たてなかざん 横 框、縦 框、横中 棧、縦中 棧
(エ) 枠組壁体	うわわく たてわく したわく 上 枠、堅 枠、下 枠
(オ) そ の 他	すじかい ほうづえ どうさし 筋 違、方 杖、胴 差

(5) 内 壁 間仕切壁の両面、外 周内壁の壁面仕上部分とその取付下地部分^{まじきりかべ がいしゆうないへき へきめんしあげ とりつけしたじ}をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。

種 別	内 容
(ア) 真壁構造	ぬき 貫の二分の一、小舞の二分の一、壁仕上材料 (粘土、砂、漆喰、 ^{しつくい} 、その他各種 ^{いたざい} 板材等)
(イ) 大壁構造	まばしら 間柱の二分の一、胴縁、木摺、防水下地、ラ ス、壁仕上材料 (モルタル、 ^{しつくい} 、漆喰、その他各 種 ^{いたざい} 板材等)

(6) 天 井 天井面の仕上部分とその取付下地部分^{しあげ とりつけしたじ}をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。
釣木受、釣木、回 縁、竿縁、野縁、格縁、天井板、鏡 板^{つりぎうけ つりぎ まわりぶち さおぶち のぶち ごうぶち かがみいた}、塗装

(7)	略										
(8) 床	<p><small>どまゆか</small> <small>ころばしゆか</small> <small>つかたてゆか</small> <small>かいじようゆか</small> <u>土間床</u>、<u>転床</u>、<u>東立床</u>及び<u>階上床</u>をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) <small>どまゆか</small> <u>土間床</u></td> <td>地盤面に直接割栗石等を敷いてつき固め、その上にコンクリートを打つてモルタル仕上、タイル仕上_____などを施したもの。</td> </tr> <tr> <td>(イ) <small>ころばしゆか</small> <u>転床</u></td> <td>玉石又はコンクリート叩きの上に根太を置き渡し、その上に直接床板を張つたもの。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) <small>つかたてゆか</small> <u>東立床</u></td> <td><small>つかいし</small> <small>ゆかづか</small> <small>ねがらみぬき</small> <small>おおびき</small> <small>おおびきうけ</small> <small>ねだ</small> 東石、床東、根搦貫、大引、大引受、根太、 <small>あしがため</small> 足固、床板、床面仕上材料（畳、板張等）</td> </tr> <tr> <td>(エ) <small>かいじようゆか</small> <u>階上床</u></td> <td><small>ほり</small> <small>だいわ</small> <small>ひうち</small> <small>ほうづえ</small> <small>ねだ</small> 梁、台輪、火打、方杖、根太、床板、床面仕上材料（畳、板張等）</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	(ア) <small>どまゆか</small> <u>土間床</u>	地盤面に直接割栗石等を敷いてつき固め、その上にコンクリートを打つてモルタル仕上、タイル仕上_____などを施したもの。	(イ) <small>ころばしゆか</small> <u>転床</u>	玉石又はコンクリート叩きの上に根太を置き渡し、その上に直接床板を張つたもの。	(ウ) <small>つかたてゆか</small> <u>東立床</u>	<small>つかいし</small> <small>ゆかづか</small> <small>ねがらみぬき</small> <small>おおびき</small> <small>おおびきうけ</small> <small>ねだ</small> 東石、床東、根搦貫、大引、大引受、根太、 <small>あしがため</small> 足固、床板、床面仕上材料（畳、板張等）	(エ) <small>かいじようゆか</small> <u>階上床</u>	<small>ほり</small> <small>だいわ</small> <small>ひうち</small> <small>ほうづえ</small> <small>ねだ</small> 梁、台輪、火打、方杖、根太、床板、床面仕上材料（畳、板張等）
種別	内容										
(ア) <small>どまゆか</small> <u>土間床</u>	地盤面に直接割栗石等を敷いてつき固め、その上にコンクリートを打つてモルタル仕上、タイル仕上_____などを施したもの。										
(イ) <small>ころばしゆか</small> <u>転床</u>	玉石又はコンクリート叩きの上に根太を置き渡し、その上に直接床板を張つたもの。										
(ウ) <small>つかたてゆか</small> <u>東立床</u>	<small>つかいし</small> <small>ゆかづか</small> <small>ねがらみぬき</small> <small>おおびき</small> <small>おおびきうけ</small> <small>ねだ</small> 東石、床東、根搦貫、大引、大引受、根太、 <small>あしがため</small> 足固、床板、床面仕上材料（畳、板張等）										
(エ) <small>かいじようゆか</small> <u>階上床</u>	<small>ほり</small> <small>だいわ</small> <small>ひうち</small> <small>ほうづえ</small> <small>ねだ</small> 梁、台輪、火打、方杖、根太、床板、床面仕上材料（畳、板張等）										
(9) 建具	窓、出入口等建物の開口部に建て込まれる襖、障子、板戸、ガラス戸、雨戸、 <u>出入口戸</u> 及び <u>柵</u> 等をいう。										
(10)～(12)	略										

4～6 略
三～六 略

第3節 非木造家屋

- 一 略
- 二 部分別による再建築費評点数の算出方法
 - 1 及び 2 略

(7)	略										
(8) 床	<p><small>たたきゆか</small> <small>ころばしゆか</small> <small>つかたてゆか</small> <small>かいじようゆか</small> <u>叩床</u>、<u>転床</u>、<u>東立床</u>及び<u>階上床</u>をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) <small>たたきゆか</small> <u>叩床</u></td> <td>地盤面に直接割栗石__を敷いてつき固め、その上にコンクリートを打つてモルタル仕上、タイル仕上、<u>人造石塗仕上</u>などを施したもの。</td> </tr> <tr> <td>(イ) <small>ころばしゆか</small> <u>転床</u></td> <td>玉石又はコンクリート叩きの上に根太を置き渡し、その上に直接床板を張つたもの。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) <small>つかたてゆか</small> <u>東立床</u></td> <td><small>つかいし</small> <small>ゆかづか</small> <small>ねがらみぬき</small> <small>おおびき</small> <small>おおびきうけ</small> <small>ねだ</small> 東石、床東、根搦貫、大引、大引受、根太、 <small>あしがため</small> 足固、床板、床面仕上材料（畳、板張等）</td> </tr> <tr> <td>(エ) <small>かいじようゆか</small> <u>階上床</u></td> <td><small>ほり</small> <small>だいわ</small> <small>ひうち</small> <small>ほうづえ</small> <small>ねだ</small> 梁、台輪、火打、方杖、根太、床板、床面仕上材料（畳、板張等）</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	(ア) <small>たたきゆか</small> <u>叩床</u>	地盤面に直接割栗石__を敷いてつき固め、その上にコンクリートを打つてモルタル仕上、タイル仕上、 <u>人造石塗仕上</u> などを施したもの。	(イ) <small>ころばしゆか</small> <u>転床</u>	玉石又はコンクリート叩きの上に根太を置き渡し、その上に直接床板を張つたもの。	(ウ) <small>つかたてゆか</small> <u>東立床</u>	<small>つかいし</small> <small>ゆかづか</small> <small>ねがらみぬき</small> <small>おおびき</small> <small>おおびきうけ</small> <small>ねだ</small> 東石、床東、根搦貫、大引、大引受、根太、 <small>あしがため</small> 足固、床板、床面仕上材料（畳、板張等）	(エ) <small>かいじようゆか</small> <u>階上床</u>	<small>ほり</small> <small>だいわ</small> <small>ひうち</small> <small>ほうづえ</small> <small>ねだ</small> 梁、台輪、火打、方杖、根太、床板、床面仕上材料（畳、板張等）
種別	内容										
(ア) <small>たたきゆか</small> <u>叩床</u>	地盤面に直接割栗石__を敷いてつき固め、その上にコンクリートを打つてモルタル仕上、タイル仕上、 <u>人造石塗仕上</u> などを施したもの。										
(イ) <small>ころばしゆか</small> <u>転床</u>	玉石又はコンクリート叩きの上に根太を置き渡し、その上に直接床板を張つたもの。										
(ウ) <small>つかたてゆか</small> <u>東立床</u>	<small>つかいし</small> <small>ゆかづか</small> <small>ねがらみぬき</small> <small>おおびき</small> <small>おおびきうけ</small> <small>ねだ</small> 東石、床東、根搦貫、大引、大引受、根太、 <small>あしがため</small> 足固、床板、床面仕上材料（畳、板張等）										
(エ) <small>かいじようゆか</small> <u>階上床</u>	<small>ほり</small> <small>だいわ</small> <small>ひうち</small> <small>ほうづえ</small> <small>ねだ</small> 梁、台輪、火打、方杖、根太、床板、床面仕上材料（畳、板張等）										
(9) 建具	窓、出入口等建物の開口部に建て込まれる襖、障子、板戸、ガラス戸、雨戸及び <u>出入口戸</u> _____等をいう。										
(10)～(12)	略										

4～6 略
三～六 略

第3節 非木造家屋

- 一 略
- 二 部分別による再建築費評点数の算出方法
 - 1 及び 2 略

3 非木造家屋評点基準表の部分別区分

非木造家屋評点基準表の部分別区分の内容は、次のとおりである。

部 分 別	内 容
(1) 主体構造部	基礎、柱、梁、壁体、床版、小屋組、屋根版、階段等、家屋の主体となる構造部分をいう。
(主体構造部の種別)	<p>(鉄骨鉄筋コンクリート造) 骨組を鉄骨と鉄筋で組み、その外部に型枠を構成し、これにコンクリートを打ち込んで硬化して構築したもの。</p> <p>(鉄筋コンクリート造) 骨組を鉄筋で組み、その外部に型枠を構成し、これにコンクリートを打ち込んで硬化して構築したもの。</p> <p>(鉄骨造) 形鋼と鋼板とを組合せ、ボルト接合又は溶接によつて構築したもの。</p> <p>(コンクリートブロック造) コンクリートブロックをモルタルをもつて組積し、鉄筋で補強したもの。</p>
(2)～(14)	略

4～6 略

三～六 略

第4節 経過措置

一 固定資産税に係る平成24年度における在来分の家屋の評価に係る再建築費評点補正率は、次のとおりとする。

1 第2節四に定める再建築費評点補正率（木造家屋）0.99

3 非木造家屋評点基準表の部分別区分

非木造家屋評点基準表の部分別区分の内容は、次のとおりである。

部 分 別	内 容
(1) 主体構造部	基礎、柱、梁、壁体、床版、小屋組、屋根版_____等、家屋の主体となる構造部分をいう。
(主体構造部の種別)	<p>(鉄骨鉄筋コンクリート造) 骨組を鉄骨と鉄筋で組み、その外部に型枠を構成し、これにコンクリートを打ち込んで硬化して構築したもの。</p> <p>(鉄筋コンクリート造) 骨組を鉄筋で組み、その外部に型枠を構成し、これにコンクリートを打ち込んで硬化して構築したもの。</p> <p>(鉄骨造) 形鋼と鋼板とを組合せ、ボルト接合又は溶接によつて構築したもの。</p> <p>(コンクリートブロック造) コンクリートブロックをモルタルをもつて組積し、鉄筋で補強したもの。</p>
(2)～(14)	略

4～6 略

三～六 略

第4節 経過措置

一 固定資産税に係る平成21年度における在来分の家屋の評価に係る再建築費評点補正率は、次のとおりとする。

1 第2節四に定める再建築費評点補正率（木造家屋）1.03

2 第3節四に定める再建築費評点補正率（非木造家屋）0.96

二 固定資産税に係る平成24年度から平成26年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当たりの価額は_____、1円に1に定める「物価水準による補正率」と2に定める「設計管理費等による補正率」とを相乗した率を乗じて得た額（小数点以下二位未満は、切り捨てるものとする。）を基礎として市町村長が定めるものとする。この場合においては、第1節三の規定は、適用しない。

1 物価水準による補正率

物価水準による補正率は、家屋の工事原価に相当する費用等の東京都（特別区の区域）における物価水準に対する地域的格差を考慮して定めたものであつて、木造家屋及び非木造家屋の区分に従い、次のとおりとする。

(1) 木造家屋

指定市にあつては、次表に掲げる率によるものとし、指定市以外の市町村にあつては当該市町村の所在する都道府県における指定市の率によるものとする。ただし、指定市以外の市町村において指定市と著しい物価水準の相違等があるため、市町村長が評価の均衡上指定市と同一の率とすることが適当でないとする場合は、指定市の率と異なる率を定めることができる。この場合において、特別の事情がある場合を除き、0.90から当該指定市の率を超えない範囲で定めるものとする。

指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率
札幌市	1.00	特別区	1.00	大津市	0.95	高松市	0.90
青森市	0.90	横浜市	1.00	京都市	1.00	松山市	0.90
盛岡市	0.90	新潟市	0.95	大阪市	1.00	高知市	0.90
仙台市	0.95	富山市	0.95	神戸市	1.00	福岡市	1.00
秋田市	0.90	金沢市	0.95	奈良市	0.95	佐賀市	0.95
山形市	0.90	福井市	0.95	和歌山市	0.95	長崎市	0.95
福島市	0.90	<u>甲府市</u>	<u>0.95</u>	鳥取市	0.90	<u>熊本市</u>	<u>0.95</u>
水戸市	0.95	長野市	0.95	松江市	0.90	<u>大分市</u>	<u>0.95</u>
宇都宮市	0.95	岐阜市	0.95	岡山市	0.95	宮崎市	0.90
前橋市	0.95	静岡市	0.95	広島市	0.95	鹿児島市	0.90
さいたま市	0.95	名古屋市	1.00	山口市	0.95	那覇市	0.90

2 第3節四に定める再建築費評点補正率（非木造家屋）1.04

二 固定資産税に係る平成21年度から平成23年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当たりの価額は第1節三にかかわらず、1円に1に定める「物価水準による補正率」と2に定める「設計管理費等による補正率」とを相乗した率を乗じて得た額（小数点以下二位未満は、切り捨てるものとする。）を基礎として市町村長が定めるものとする_____。

1 物価水準による補正率

物価水準による補正率は、家屋の工事原価に相当する費用等の東京都（特別区の区域）における物価水準に対する地域的格差を考慮して定めたものであつて、木造家屋及び非木造家屋の区分に従い、次のとおりとする。

(1) 木造家屋

指定市にあつては、次表に掲げる率によるものとし、指定市以外の市町村にあつては当該市町村の所在する都道府県における指定市の率によるものとする。ただし、指定市以外の市町村において指定市と著しい物価水準の相違等があるため、市町村長が評価の均衡上指定市と同一の率とすることが適当でないとする場合は、指定市の率と異なる率を定めることができる。この場合において、特別の事情がある場合を除き、0.90から当該指定市の率を超えない範囲で定めるものとする。

指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率
札幌市	1.00	特別区	1.00	大津市	0.95	高松市	0.90
青森市	0.90	横浜市	1.00	京都市	1.00	松山市	0.90
盛岡市	0.90	新潟市	0.95	大阪市	1.00	高知市	0.90
仙台市	0.95	富山市	0.95	神戸市	1.00	福岡市	1.00
秋田市	0.90	金沢市	0.95	奈良市	0.95	佐賀市	0.95
山形市	0.90	福井市	0.95	和歌山市	0.95	長崎市	0.95
福島市	0.90	<u>甲府市</u>	<u>0.90</u>	鳥取市	0.90	<u>熊本市</u>	<u>0.90</u>
水戸市	0.95	長野市	0.95	松江市	0.90	<u>大分市</u>	<u>0.90</u>
宇都宮市	0.95	岐阜市	0.95	岡山市	0.95	宮崎市	0.90
前橋市	0.95	静岡市	0.95	広島市	0.95	鹿児島市	0.90
さいたま市	0.95	名古屋市	1.00	山口市	0.95	那覇市	0.90

千 葉 市	0.95	津 市	0.95	徳 島 市	0.90		
-------	------	-----	------	-------	------	--	--

(2) 略

2 略

三 固定資産税に係る平成24年度における在来分の家屋の評価に限り、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとする。ただし、平成24年1月1日において地方税法第349条第2項第1号に掲げる事情（損壊その他これに類する特別の事情を除く。）がある家屋で、当該事情が平成23年1月2日以降に生じたものについては次の1によつてその価額を求めるものとする。

1 第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額

2 当該家屋の平成23年度の価額（平成23年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。）

四 固定資産税に係る平成25年度又は平成26年度における在来分の家屋のうち、平成25年1月1日又は平成26年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情（改築その他これに類する特別の事情を除く。）があるもので、当該事情がそれぞれ平成24年1月2日又は平成25年1月2日以降に生じたものの評価については、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとし、平成25年1月1日又は平成26年1月1日において同項第1号に掲げる事情のうち改築その他これに類する特別の事情があるもので、当該事情がそれぞれ平成24年1月2日又は平成25年1月2日以降に生じたものの評価については、次の1によつてその価額を求めるものとする。

1 第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額

2 当該家屋の平成24年度の価額（平成24年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。ただし、平成25年度に本節によつて求めた価額がある家屋について平成26年度において同節によつて価額を求める場合にあつては、平成25年度において同節によつて求めた価額をいう。）

五 市町村長は、固定資産税に係る平成24年度における在来分の家屋のうち、平成24年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情のあるもので、平成24年度の価額を本節三によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合又は平成24年度における在来分の家屋のうち、これらの事情のあるもの以外のもので、平成24年度の価額を本節三によつて求めることが、固定資産税の課税上極めて不適当と認める場合においては、第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

千 葉 市	0.95	津 市	0.95	徳 島 市	0.90		
-------	------	-----	------	-------	------	--	--

(2) 略

2 略

三 固定資産税に係る平成21年度における在来分の家屋の評価に限り、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとする。ただし、平成21年1月1日において地方税法第349条第2項第1号に掲げる事情（損壊その他これに類する特別の事情を除く。）がある家屋で、当該事情が平成20年1月2日以降に生じたものについては次の1によつてその価額を求めるものとする。

1 第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額

2 当該家屋の平成20年度の価額（平成20年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。）

四 固定資産税に係る平成22年度又は平成23年度における在来分の家屋のうち、平成22年1月1日又は平成23年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情（改築その他これに類する特別の事情を除く。）があるもので、当該事情がそれぞれ平成21年1月2日又は平成22年1月2日以降に生じたものの評価については、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとし、平成22年1月1日又は平成23年1月1日において同項第1号に掲げる事情のうち改築その他これに類する特別の事情があるもので、当該事情がそれぞれ平成21年1月2日又は平成22年1月2日以降に生じたものの評価については、次の1によつてその価額を求めるものとする。

1 第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額

2 当該家屋の平成21年度の価額（平成21年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。ただし、平成22年度に本節によつて求めた価額がある家屋について平成23年度において同節によつて価額を求める場合にあつては、平成22年度において同節によつて求めた価額をいう。）

五 市町村長は、固定資産税に係る平成21年度における在来分の家屋のうち、平成21年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情のあるもので、平成21年度の価額を本節三によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合又は平成21年度における在来分の家屋のうち、これらの事情のあるもの以外のもので、平成21年度の価額を本節三によつて求めることが、固定資産税の課税上極めて不適当と認める場合においては、第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

六 市町村長は、固定資産税に係る平成25年度又は平成26年度における在来分の家屋のうち、平成25年1月1日又は平成26年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情のあるもので、その平成25年度又は平成26年度の価額を本節四によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

七 固定資産税に係る平成24年度における在来分の家屋の評価に限り、第2節四2及び第3節四2の規定の適用については、「前基準年度の賦課期日の属する年の2年前の7月現在」とあるのは「前基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在」と読み替えるものとする。

別表第8 略

六 市町村長は、固定資産税に係る平成22年度又は平成23年度における在来分の家屋のうち、平成22年1月1日又は平成23年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情のあるもので、その平成22年度又は平成23年度の価額を本節四によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

別表第8 略

固定資産評価基準（家屋）別表第9改正案新旧対照表

改正案	現 行																																																																																																
<p>別表第9 木造家屋経年減点補正率基準表</p> <p>1 専用住宅、共同住宅、寄宿舎及び併用住宅用建物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">47,000点未満</td> <td style="text-align: center;">47,000点以上 74,000点未満</td> <td style="text-align: center;">74,000点以上 114,000点未満</td> <td style="text-align: center;">114,000点以上</td> </tr> </table> <p>2 農家住宅用建物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50,000点未満</td> <td style="text-align: center;">50,000点以上 87,000点未満</td> <td style="text-align: center;">87,000点以上 112,000点未満</td> <td style="text-align: center;">112,000点以上</td> </tr> </table> <p>3 ホテル、旅館及び料亭用建物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">48,000点未満</td> <td style="text-align: center;">48,000点以上 76,000点未満</td> <td style="text-align: center;">76,000点以上 119,000点未満</td> <td style="text-align: center;">119,000点以上 149,000点未満</td> <td style="text-align: center;">149,000点以上</td> </tr> </table> <p>4 事務所、銀行及び店舗用建物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">47,000点未満</td> <td style="text-align: center;">47,000点以上 74,000点未満</td> <td style="text-align: center;">74,000点以上 112,000点未満</td> <td style="text-align: center;">112,000点以上</td> </tr> </table> <p>5 劇場及び病院用建物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">47,000点未満</td> <td style="text-align: center;">47,000点以上 74,000点未満</td> <td style="text-align: center;">74,000点以上 112,000点未満</td> <td style="text-align: center;">112,000点以上</td> </tr> </table> <p>6及び7 略</p> <p>8 土蔵用建物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60,000点未満</td> <td style="text-align: center;">60,000点以上 144,000点未満</td> <td style="text-align: center;">144,000点以上</td> </tr> </table> <p>9 略</p>	延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分				47,000点未満	47,000点以上 74,000点未満	74,000点以上 114,000点未満	114,000点以上	延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分				50,000点未満	50,000点以上 87,000点未満	87,000点以上 112,000点未満	112,000点以上	延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分					48,000点未満	48,000点以上 76,000点未満	76,000点以上 119,000点未満	119,000点以上 149,000点未満	149,000点以上	延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分				47,000点未満	47,000点以上 74,000点未満	74,000点以上 112,000点未満	112,000点以上	延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分				47,000点未満	47,000点以上 74,000点未満	74,000点以上 112,000点未満	112,000点以上	延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分			60,000点未満	60,000点以上 144,000点未満	144,000点以上	<p>別表第9 木造家屋経年減点補正率基準表</p> <p>1 専用住宅、共同住宅、寄宿舎及び併用住宅用建物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">47,000点未満</td> <td style="text-align: center;">47,000点以上 74,000点未満</td> <td style="text-align: center;">74,000点以上 115,000点未満</td> <td style="text-align: center;">115,000点以上</td> </tr> </table> <p>2 農家住宅用建物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50,000点未満</td> <td style="text-align: center;">50,000点以上 87,000点未満</td> <td style="text-align: center;">87,000点以上 113,000点未満</td> <td style="text-align: center;">113,000点以上</td> </tr> </table> <p>3 ホテル、旅館及び料亭用建物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">48,000点未満</td> <td style="text-align: center;">48,000点以上 76,000点未満</td> <td style="text-align: center;">76,000点以上 120,000点未満</td> <td style="text-align: center;">120,000点以上 150,000点未満</td> <td style="text-align: center;">150,000点以上</td> </tr> </table> <p>4 事務所、銀行及び店舗用建物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">47,000点未満</td> <td style="text-align: center;">47,000点以上 74,000点未満</td> <td style="text-align: center;">74,000点以上 113,000点未満</td> <td style="text-align: center;">113,000点以上</td> </tr> </table> <p>5 劇場及び病院用建物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">47,000点未満</td> <td style="text-align: center;">47,000点以上 74,000点未満</td> <td style="text-align: center;">74,000点以上 113,000点未満</td> <td style="text-align: center;">113,000点以上</td> </tr> </table> <p>6及び7 略</p> <p>8 土蔵用建物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60,000点未満</td> <td style="text-align: center;">60,000点以上 145,000点未満</td> <td style="text-align: center;">145,000点以上</td> </tr> </table> <p>9 略</p>	延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分				47,000点未満	47,000点以上 74,000点未満	74,000点以上 115,000点未満	115,000点以上	延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分				50,000点未満	50,000点以上 87,000点未満	87,000点以上 113,000点未満	113,000点以上	延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分					48,000点未満	48,000点以上 76,000点未満	76,000点以上 120,000点未満	120,000点以上 150,000点未満	150,000点以上	延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分				47,000点未満	47,000点以上 74,000点未満	74,000点以上 113,000点未満	113,000点以上	延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分				47,000点未満	47,000点以上 74,000点未満	74,000点以上 113,000点未満	113,000点以上	延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分			60,000点未満	60,000点以上 145,000点未満	145,000点以上
延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分																																																																																																	
47,000点未満	47,000点以上 74,000点未満	74,000点以上 114,000点未満	114,000点以上																																																																																														
延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分																																																																																																	
50,000点未満	50,000点以上 87,000点未満	87,000点以上 112,000点未満	112,000点以上																																																																																														
延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分																																																																																																	
48,000点未満	48,000点以上 76,000点未満	76,000点以上 119,000点未満	119,000点以上 149,000点未満	149,000点以上																																																																																													
延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分																																																																																																	
47,000点未満	47,000点以上 74,000点未満	74,000点以上 112,000点未満	112,000点以上																																																																																														
延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分																																																																																																	
47,000点未満	47,000点以上 74,000点未満	74,000点以上 112,000点未満	112,000点以上																																																																																														
延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分																																																																																																	
60,000点未満	60,000点以上 144,000点未満	144,000点以上																																																																																															
延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分																																																																																																	
47,000点未満	47,000点以上 74,000点未満	74,000点以上 115,000点未満	115,000点以上																																																																																														
延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分																																																																																																	
50,000点未満	50,000点以上 87,000点未満	87,000点以上 113,000点未満	113,000点以上																																																																																														
延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分																																																																																																	
48,000点未満	48,000点以上 76,000点未満	76,000点以上 120,000点未満	120,000点以上 150,000点未満	150,000点以上																																																																																													
延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分																																																																																																	
47,000点未満	47,000点以上 74,000点未満	74,000点以上 113,000点未満	113,000点以上																																																																																														
延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分																																																																																																	
47,000点未満	47,000点以上 74,000点未満	74,000点以上 113,000点未満	113,000点以上																																																																																														
延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分																																																																																																	
60,000点未満	60,000点以上 145,000点未満	145,000点以上																																																																																															

固定資産評価基準（家屋）別表第9の2改正案新旧対照表（抜粋）

改 正 案				現 行			
別表第9の2 積雪地域又は寒冷地域の級地の区分 (平成23年4月1日現在の市町村の区分による。)				別表第9の2 積雪地域又は寒冷地域の級地の区分 (平成20年4月1日現在の市町村の区分による。)			
都道府県名	市町村名	積雪級地	寒冷級地	都道府県名	市町村名	積雪級地	寒冷級地
北 海 道	紋別郡 湧別町	2	4	北 海 道	網走支庁 上湧別町 湧別町	2 2	4 4
	岩 手 県	宮古市	1		1	岩 手 県	宮古市 下閉伊郡 川井村
宮 城 県	気仙沼市	1	1	宮 城 県	気仙沼市 本吉郡 本吉町	1 1	1 1
福 島 県	福島市	1		福 島 県	福島市 伊達郡 飯野町	1 1	 1
	伊達市		1		伊達市	伊達市	1
群 馬 県	吾妻郡 中之条町	2	1	群 馬 県	吾妻郡 中之条町 六合村	1 3	1 2
新 潟 県	長岡市	3		新 潟 県	長岡市 北魚沼郡 川口町	2 4	 1
長 野 県	長野市	2	1	長 野 県	長野市 上水内郡 信州新町 中条村	2 1 2	1 1 1
	松本市	2	1		松本市 東筑摩郡 波田町	2 2	1 2
	北佐久郡 軽井沢町		3		北佐久郡 軽井沢町	1	3
	下伊那郡 阿智村	1	1		下伊那郡 清内路村 阿智村	1 1	2 1
	東筑摩郡 生坂村		1		東筑摩郡 生坂村	1	1
滋 賀 県	長浜市	1		滋 賀 県	長浜市 伊香郡 高月町 木之本町 余呉町 西浅井町	1 1 2 1	 1